

社会福祉法人黒石市社会福祉協議会 有料広告掲載 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 有料広告の掲載は、民間企業との協働により市社協の新たな財源を確保し、福祉サービスの向上及び地域福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第3条 市社協では、次の各号を広告媒体として、広告を掲載する。

- (1) 市社協広報誌「社協だより ふれあい」
- (2) 本会ホームページ「黒石市社会福祉協議会ホームページ」
- (3) 黒石市民福祉大会資料
- (4) 市社協が管理又は運営する施設が発行する広報
- (5) その他広告媒体として活用できるもので会長が個別に定めるもの

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (6) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、広告として妥当でないと会長が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載期間、枠数、広告料、作成方法については別表のとおりとする。

(募集方法)

第6条 広告募集方法については、第3条の広告媒体ごとに、その性質に応じて定めるものとする。

(申込)

第7条 広告の申込については、前条の募集方法にしたがい、様式第1号にて市社協会長宛てに申込みものとする。

(広告掲載の審査)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否については、事務局があたる。

2 前項に定めるほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の施設長又は担当する職員を加えることができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 申込のあったときは、掲載の可否について、速やかに様式第2号にて申込者宛てに通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 前条により通知され掲載を認められた者(以下「広告主」という。)は、指定する期日までに所定の広告料を納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとし、情報掲載の結果、市社協が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
- (2) その他市社協会長が認めたとき

(広告掲載料の還付)

第13条 前条の規定により掲載を取り消したときは、広告掲載料は還付しない。ただし、市社協の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

平成 年 月 日

社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会会長 様

黒石市社会福祉協議会 有料広告掲載申込書

貴社名： _____
代表者名 _____ 印
担当者名： _____
所在地： _____
電話： _____
ファクス： _____

黒石市社会福祉協議会 有料広告掲載要綱に基づき、下記のとおり申し込みます。

1 掲載を希望する媒体 (○をしてください)	(1) 本会広報誌「社協だより ふれあい」 (2) 本会ホームページ「黒石市社会福祉協議会ホームページ」 (3) 黒石市民福祉大会資料 (4) 施設広報 () (5) その他 ()
2 区分	
3 規格	
4 掲載期間、回数	
5 申込枠数	
6 広告掲載料	
7 広告内容	
承諾事項 (それぞれ○をしてください)	・ 申込にあたっては、黒石市社会福祉協議会 有料広告掲載要綱の内容を遵守することを承諾します。 ・ 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないことを確認しています。

黒社第 号
平成 年 月 日

様

黒石市社会福祉協議会
会 長 廣 瀬 弘 美

黒石市社会福祉協議会 有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込のあった標記広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1 掲載を可とする。

1 広告媒体	
2 区 分	
3 規 格	
4 期間・回数等	
5 枠数	
6 広告掲載料	
7 納付期限	
8 広告内容	
広告掲載条件	<ul style="list-style-type: none">・黒石市社会福祉協議会 有料広告掲載要綱の内容を遵守すること。・広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないこと。

2 掲載を不可とする。

別表（有料広告掲載要綱第4条関係）

媒体		区分	規格	期間、回数	広告料	備考
(1) 広報誌 「社協だよりふれあい」	A	① 1/32 頁 縦 50mm×横 70mm	1 回	10,000 円	・年 3 回発行 ・フルカラー ・二 色 ・モノクロ	
	B		3 回(年間)	24,000 円		
	C	② 1/16 頁 縦 50mm×横 140mm 縦 100mm×横 70mm	1 回	16,000 円		
	D		3 回(年間)	38,000 円		
	E	③ 1/8 頁 縦 50mm×横 280mm 縦 100mm×横 140mm	1 回	30,000 円		
	F		3 回(年間)	72,000 円		
(2) ホームページ 「黒石市社会福祉協議会ホームページ」	A	縦 60 ピクセル×横 170 ピクセル (容量は 25KB 以内)	3 ヶ月	21,000 円	・トップページ 右段 ・GIF、JPEG、PNG のいずれか	
	B		6 ヶ月	39,000 円		
	C		1 年	72,000 円		
(3) 黒石市民福祉大会 資料	A	1 / 8 頁	1 回	4,500 円	・中綴じ モノクロ	
	B	1 / 4 頁		8,400 円		
	C	1 / 2 頁		16,000 円		
	D	1 頁		30,000 円		
(4) 施設 広報	児童館・センター りんごクラブ の便り	A	1/16 頁程度 縦 40mm×横 60mm	8 箇所×12 回 (市内全小学校 生徒 2,300 人)	50,000 円	・モノクロ
(5) その他		規格、広告料等は別に定める				

広告料には消費税及び地方消費税を含む